■FAQ

2025.2.10

No	項目	質問	回答
1	1.事業概要	事業の趣旨・目的は何か。	国内外から多くの人が集まる万博の年は、府内の食品・雑貨などの製造や卸小売りの中小企業・小規模事業者にとっても絶好のビジネスチャンスです。本事業において万博の機運醸成を図るとともに、地域の魅力を発信できる大阪みやげを販売し、府民をはじめ来阪者との接触をふやすことで、万博開催後の販路拡大にもつなげます。
2	2.対象商品	１事業者１品としたのはなぜか。	本事業では、より多くの府内中小企業・小規模事業者にビジネスチャンスの機会を得てもらうことを目指しているためです。
3	2.対象商品	「お土産に適する」とはどのような基準で判断すればよいのか。	お土産として持ち帰ることができるような食品、雑貨、工芸品等とし、食品については、生鮮食品、加工食品等であるかは問いません。
4	2.対象商品	異なる３種の味の地ビールは、３つまとめて１品として認められるのか。	認められます。 ３種を１つに箱詰めされていなくても、同型同種の味違いのものはまとめて１品とします。
5	2.対象商品	同じまんじゅうを５個詰めしたもの、１０個詰めしたものはそれぞれ１品となるのか。	１品として差し支えありません。
6	2.対象商品	全く同じ素材（原料）配合のバスタオルとハンドタオルはそれぞれ１品となるのか。	同型同種ではないため、１品とはなりません。 ただし、これらをセットとして１箱詰めの商品とする場合はこの限りではありません。 なお、異なった素材（原料）の商品でも１箱詰めにした場合は、１品とみなします。
7	2.対象商品	ガラス細工の工芸品やお皿や湯呑などの陶芸品も対象となるのか。	対象となります。
8	2.対象商品	冷蔵・冷凍食品も対象となるのか。	対象となります。 ただし、冷凍食品を販売する場合は、施設によって別途冷凍庫のリース料などを出品事業者に負担していただく場合があります。
9	2.対象商品	既に百貨店や空港で販売されている土産物も応募できるのか。	応募できます。
10	2.対象商品	既存のブランド認定等商品は、府、市町村が認定等したものに限定されるのか。（商工会議所が認定等しているものは対象外なのか。）	府及び府内市町村が認定等する商品のほか、商工会、商工会議所等の公共的団体が認定等する商品も既存のブランド認定等商品に含まれます。
11	2.対象商品	既存のブランド認定等商品は、応募時に証明が必要なのか。	証明は必要ありませんが、応募時に既存のブランド認定等商品かどうかを記載していただきます。 応募後、その事実を確認させていただく場合があります。
12	2.対象商品	既存のブランド認定等商品について、複数の商品で認定等を受けている場合は、それらすべてを応募できるのか。	既存のブランド認定等を複数の商品で受けているかどうかに関わらず、１事業者につき１品とします。
13	2.対象商品	既存のブランド認定等を受けている商品と認定等を受けていない商品をセットで１商品として応募した場合、講習会の受講は免除されるのか。	既存のブランド認定等を受けていない商品が含まれるセット商品は、講習会の受講は免除されません。
14	2.対象商品	既存のブランド認定等商品ではなく、同事業者が持つ他の商品を応募できるのか。	応募できます。 ただし、この場合、講習会の受講は免除されません。
15	2.対象商品	企業や事業者を対象として認定等を受けている場合、どの自社商品を応募しても、講習会の受講は免除されるのか。	免除されません。既存ブランドの認定等を受けている商品に対するものだけが講習会受講の免除対象となります。
16	2.対象商品	過去にブランド認定等を受けた商品で、応募時点で当該制度が廃止、または認定等の有効期間が切れている場合は、ブランド認定等商品として認められるのか。	制度が廃止されているブランド認定商品につきましては、当事業の「既存のブランド認定等商品」の対象外とします。
17	3.対象事業者	申込の時点で開業していなくても応募は可能か。	開業してない事業者は、中小企業・小規模事業者ではありませんので、応募できません。
18	3.対象事業者	府内に販売代理店のみが所在している場合は応募できるのか。	応募できます。
19	3.対象事業者	一つの商品を複数の事業者で扱っている場合は、いずれの事業者からも応募が可能か。	本事業では、商品の募集を原則としているため、複数事業者から同じ商品の応募があった場合、当該複数事業者間で協議の上で、１事業者から応募することとしています。協議がまとまらない場合は、すべての応募を認めません。 なお、応募に関し、商品製造者の同意を得ることを要件としています。
20	3.対象事業者	本店が大阪市内で、製造場所が堺市内の場合は、どの地域として応募すればよいのか。	いずれの地域での応募でも差し支えありません。
21	3.対象事業者	個人事業者でも応募できるのか。	府内の小規模事業者も対象としているため、応募できます。
22	3.対象事業者	社会福祉法人、NPO法人、農業法人などが製造・販売する商品は対象となるのか。	本事業では、より多くの府内中小・小規模事業者、あるいは団体にビジネスチャンスの機会を得てもらうことを目指しているため、対象とします。
23	3.対象事業者	市町村のゆるキャラをモチーフにした商品は対象となるのか。	対象とします。 ただし、市町村が直接販売（委託販売を含む。）する商品は対象となりません。
24	3.対象事業者	いわゆる「みなし大企業」は応募できるのか。	応募できます。
25	4.応募・審査	応募はどこにすればよいのか。	プロジェクトサイト「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025」（https://www.osaka-daihyo.jp/）の応募フォームによる応募のみとなります。 不明な点があれば、プロジェクト事務局へ問合せください。
26	5.講習会等	講習会はなぜすべて受講する必要があるのか。事業者の希望するものだけで十分ではないか。	本事業は、主要駅や空港等での出品経験のない中小・小規模事業者を中心に支援を行い、販路開拓に関する知識やノウハウを学んでいただく趣旨で実施するものですので、ご理解ください。
27	5.講習会等	既存のブランド認定等事業者が受講希望した場合、すべてを受講できるようにして欲しい。	５回の講習会については、アーカイブ配信をしますので、計画的に活用していただきますようお願いします。